



2023年7月20日

メールオーダーサービスによる非対面でのNISA口座開設受付開始のお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、7月21日よりメールオーダーサービスによる非対面でのNISA口座開設の受付を開始しますので、お知らせいたします。

本サービスは、Web（当行ホームページ）よりお申込み（資料請求）いただき、郵送での書類の授受によりNISA口座開設手続きを行うもので、銀行窓口営業時間中のご来店が難しいなどのお客さまの利便性向上を目的としてお取り扱いするものです。

当行は、今後ともお客さまの資産形成ニーズにお応えするため、サービスの向上に努めてまいります。

記

【本サービスの概要】

概要	Web（当行ホームページ）よりお申込み（資料請求）いただき、当行より必要書類をお客さまのお届けいただいたご住所へ郵送した後、当行所定の書類をご返送いただくことでNISA口座の開設のお手続きができるものです。 （本サービスによるNISA口座開設は、銀行窓口へのご来店が不要となります。）
取扱開始日時	2023年7月21日（金）9:00より
対象者	下記（1）～（3）のすべてを満たす個人の方 （1）日本にお住まいで、居住地も日本のみである満18歳以上74歳以下の方 ※ただし、NISA口座開設する年の1月1日時点で18歳以上の方となります。 （2）既に当行で投資信託口座を開設済みの方 （3）他金融機関を含めて初めてNISA口座を開設される方
制限 および 留意事項	<ul style="list-style-type: none">● 本件でのお申込み可能なNISAの種類は「一般NISA」のみとなります。● NISA預りでの投資信託商品のご購入手続きは、本件お手続きが完了し、当行からの完了の旨のご案内が届いてから可能となります。● 当行から郵送したお申込書類につきまして、一定期間（2週間程度）以上経過後もご返送いただけない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。● その他、所定の条件等によりお申込みをお受けできない場合がございます。
その他	<ul style="list-style-type: none">● お申込みならびにその他詳細につきましては、下記URLよりご確認ください。 https://www.tsukubabank.co.jp/individual/increase/invest/nisa/account_nisa/● お申込み条件に合致しないお客さまのお申込み・ご相談等につきましては、最寄りの営業店またはお取引店までお問い合わせください。

以上

【非課税口座に関するご留意点】

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設したことになる場合でも、各年において1つの非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています。
- 非課税口座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。
- 非課税期間終了時に、NISA口座内でお客さまが保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。
- 2023年までつみたてNISAと一般NISAはどちらか一方の勘定の選択制であり、同一年に両方の勘定の適用は受けられません。
- このご案内は、本件リリース日時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

【投資信託取扱商品に関するご留意点】

- 投資信託をご購入の際には、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みいただき、商品内容などを十分にご理解ください。
- 投資信託は、主に国内外の有価証券などで運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・不動産投資信託証券などの値動き、為替相場の変動などの影響により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込む恐れがあります。
- 投資信託のお取引にあたっては、申込手数料(上限：基準価額の3.30%)、信託報酬(上限：純資産総額に対し年率2.20%)、解約手数料・信託財産留保額(上限：基準価額の0.5%)が必要です。その他、監査報酬、売買委託手数料などを信託財産から間接的にご負担(上限額は、保有期間などに応じて異なりますので表示できません)いただきます。上記手数料の合計額は、保有期間などに応じて異なりますので表示できません。
- 投資信託は預金ではなく元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- 投資信託は委託・運用会社が設定、運用を行っているもので、当行ではお申込みの取り扱いをしております。